

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)における裁判手続のIT化のスケジュール

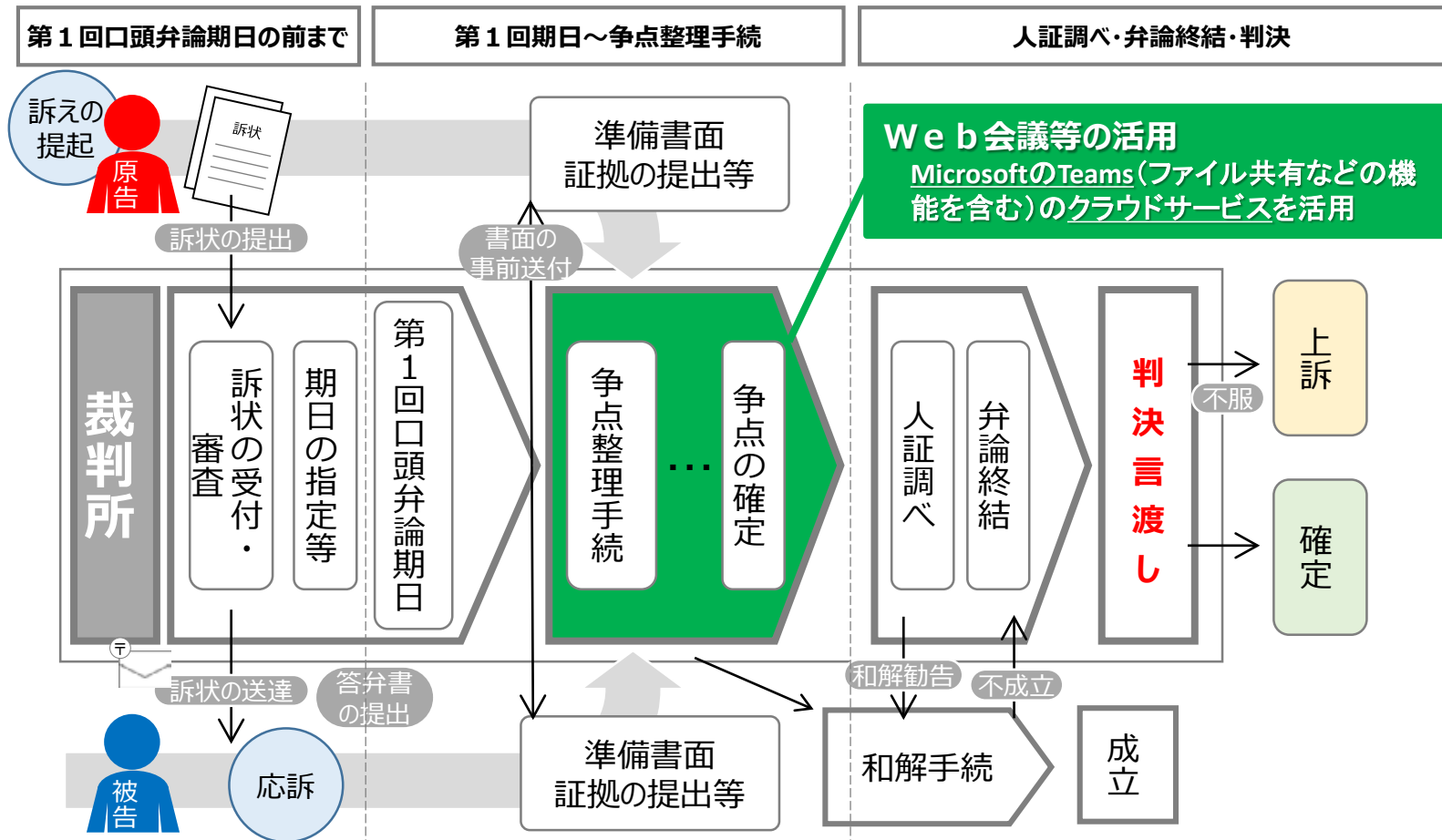
資料1-1

- 現行民訴法で、2020年度中に全国の地裁本庁(50庁)でウェブ会議を活用した非対面・遠隔での争点整理の運用を開始し、2021年度から地裁支部(203庁)でも順次開始し、2021年度中に準備書面等の電子提出(一部の庁)の運用開始を目指す。
- 2022年中の民事訴訟法改正を前提に、早ければ2023年度から非対面での口頭弁論期日の運用開始、2025年度中に当事者等によるオンライン申立て等の本格的な利用を可能とすることを目指す。
- 法制審議会における民事訴訟手続のIT化の検討も踏まえつつ、2020年度中に家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のIT化のスケジュールを検討する。
- 刑事手続において、可能な分野における効率化、非対面・遠隔化等を目指すべく、2020年度中に、令状請求・発付を始めとする書類のオンライン受交付、刑事書類の電子データ化、オンラインを活用した公判など、捜査・公判のIT化方策の検討を開始する。

民事裁判手続のIT化の目指すスケジュール

2020年度	地裁本庁(50庁)で非対面での争点整理の運用開始
	家事事件手続、民事保全・執行・倒産等の民事非訟事件手続のIT化のスケジュールの検討 (刑事手続における捜査・公判のIT化方策の検討開始)
2021年度	地裁支部(203庁)で非対面での争点整理の運用開始(同年度から順次) 準備書面等の電子提出(一部の庁)の運用開始
2022年中	民事訴訟法等の改正に取り組む
2022年度	非対面での争点整理の運用拡大
2023年度	非対面での口頭弁論期日の運用開始(早ければ)
	(オンライン申立ての先行した運用開始(一部)を検討する)
2025年度	オンライン申立て等の本格的な利用の開始

現行民事訴訟法下でのオンライン化



2020年2月から運用開始: 知的財産高等裁判所、地方裁判所8庁(東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松)

2020年5月の運用開始: 地方裁判所5庁(横浜、さいたま、千葉、京都、神戸)

2020年12月の運用開始: 地方裁判所本庁37庁(上記以外)

2021年度から順次運用開始(予定): 地方裁判所支部203庁

2021年度中の運用開始を目指して準備中: 一部の庁における準備書面等の電子提出(民事訴訟法第132条の10)

民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案

○法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会では、第9回会議(令和3年2月19日開催)において「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」を取りまとめられ、令和2年2月26日～5月7日の間、パブリックコメントが行われた。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080237&Mode=0>

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集

募集中



カテゴリー	民事
案件番号	300080237
定めようとする命令などの題名	—
根拠法令案項	—
行政手続法に基づく手続か	任意の意見募集

案の公示日	2021年2月26日
受付開始日時	2021年2月26日16時0分
受付締切日時	2021年5月7日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領（提出先を含む）	意見募集要領 PDF
命令などの案	民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案 PDF
関連資料、その他	民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案の補足説明 PDF IT化前後の民事訴訟事件の流れ PDF 民事訴訟費用等に関する法律等が定める手数料等の額 PDF
資料の入手方法	—
備考	
問合せ先（所管省庁・部局名等）	法務省民事局参事官室 TEL：03-3580-4111（内線5967）